

昭和56年5月以前に建てられた 木造住宅にお住まいの皆様へ！

沼津市では、想定される巨大地震による住宅の倒壊から、1人でも多くの市民の生命、財産を守るため、静岡県の木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業に取り組んでいます。

☆耐震補強の戸別訪問実施のご案内☆

(今年度実施地区：東椎路、西椎路、鳥谷、東原、青野)

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅（耐震補強工事未実施の住宅）を対象に、相談士が戸別訪問し、耐震補強に関する補助金などの説明をさせていただきます。

*対象のお宅へは

令和2年10月31日（土）～11月6日（金）

に静岡県建築士会の耐震補強相談士が訪問予定です。

- ・固定資産税情報をもとに市で作成した台帳により訪問します。
- ・天候・時間の都合、未登記等の場合等により訪問できない場合があります。
- ・またご不在の場合はパンフレット及び訪問者の連絡先等を投函させていただきます。ご相談等ございましたら投函された連絡先、または下記問い合わせまでご連絡ください。

耐震補強を行うには？

木造住宅
昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

1 住まいの耐震診断
希望者へ「耐震診断相談士」を派遣し、無料で木造住宅の耐震診断を行います。
お問い合わせ
まちづくり指導課 窓口 または
電話(055-934-4762)まで
無料

2 補強計画の作成及び補強工事の実施
木造住宅の補強計画作成及び耐震補強工事に対する費用の一部を補助します。
補助率は耐震補強工事に対する費用の8/10。
一般世帯は最大100万円。
高齢者世帯等は最大120万円。
補助金 **最大 1,000,000円 (1,200,000円)**

■なぜ昭和56年5月以前なの？

昭和56年6月の建築基準法の改正によって、木造住宅の耐震基準が大幅に強化されました。新耐震基準では、旧耐震基準に比べ地震に対して約1.4倍の強さが必要となりました。阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅に被害が集中しました。

■そのほかにも住宅の耐震補強工事を実施した方は、次の税制の優遇が受けられます。

【所得税】国が定める標準的な工事費用相当額の10%を所得税額から控除（上限25万円）。

【固定資産税】耐震補強工事を完了した場合、税額の1/2を1年間減額します。

※税制控除を受けるには市等が発行する「耐震改修証明書」を添えて所定の機関へ申請を行う必要があります。

戸別訪問および耐震補強に関するお問い合わせ

沼津市役所 まちづくり指導課 景観指導係 担当：渡邊・峯岸 TEL055-934-4762